

岐阜市母子父子寡婦福祉資金貸付金のご案内

貸付金制度について

この資金は、母子家庭、父子家庭、並びに寡婦の方の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉を増進することを目的として、必要な資金をお貸しする制度です。

また、貸付金は、必ず返済していただき、それをもとに他の必要な方へお貸しする仕組みとなっています。



▼この貸付制度を利用できるのは次の方です。

- 現に20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない母または父等
- 現に配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母であったもの
- 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童(子)、寡婦が扶養する子
- 父母のいない20歳未満の児童(就学支度資金、修学資金、就職支度資金、修業資金のみ)

※原則岐阜市に6ヶ月以上在住していることが要件となります

▼対象となる資金は次の12種類です。

就学支度…子が高校、専門学校、大学等に入学する際に必要な入学金等に充てるための資金(※1)

修学…子が高校、専門学校、大学等に在学する期間に必要な授業料等に充てるための資金(※1)

修業…子が就職するための知識や技能を習得するのに必要な授業料等に充てるための資金(※1)

事業開始…新たに事業を開始するために必要な設備や什器、機械等の購入資金

事業継続…現在営んでいる事業を継続するための設備・什器・機械等の購入資金

就職支度…就職するために直接必要な被服・履物等を購入する資金

医療介護…保護者又は児童が医療を受けるために必要な資金

技能習得…保護者本人が知識や技能を習得するための資金

生活…生活を安定・継続するための資金(条件あり)

転宅…転居のために必要な資金(敷金、前払家賃など)(※2)

住宅…新たに住宅を取得するまたは現に居住する住宅を保全するために必要な資金

結婚…子の婚姻に必要な資金

資金毎に、貸付限度額、貸付期間、返済期間、利子、据置期間が異なります。

就学支度資金については、合格発表の3か月前より貸付申請を行うことができます。

※1:就学支度、修学、修業の3つの資金については、無利子となります。

※2:市外転出の場合は、転出先の市町村へご相談ください。

貸付を受けるには…

▼貸付を受けるための条件

- 1.原則、児童扶養手当を受給している方、または同等の所得水準である方。
- 2.連帯保証人が1名必要です。岐阜県内に在住で、資力と信用のある方。就学支度、修学の各資金の場合は、申請時点で55歳程度の方。
- 3.修学、就学支度、就職支度、修業の各資金の場合は、貸付申請者(保護者)とともにその児童(子)も連帯申請者として加わることが必要です。
- 4.申請者又は連帯保証人が他の借入(租税公課含む)を延滞している、又は、自己破産等している場合および生活保護を受給している場合には、申請することはできません。

▼申請手続き(貸付には審査があります。申請から貸付金振込には数か月かかります。)

1. 貸付申請書および必要書類を岐阜市役所子ども支援課(市庁舎2階)に持参してください。
申請者・連帯申請者・連帯保証人の方に面談を行います。
2. 岐阜市母子父子寡婦福祉資金貸付審査委員会での審査を経て、貸付の承認・不承認を決定します。

▼貸付金の交付

1. 貸付を承認された場合、申請者・連帯保証人双方に貸付決定通知書、申請者に借用書等を送付いたします。
添付文書にて指定した期日までに、借用書他必要書類を岐阜市役所子ども支援課(市庁舎2階)に持参してください。(不承認の場合は、その旨通知します。)
2. 就学支度資金の前倒し申請(合格発表前の申請)をし、承認留保の通知を受けられた方は、進学する学校の合格通知提出後に正式決定通知書他送付します。(以後の手続きは1.に準じます)
3. 借用書受理後、概ね2~3週間後に指定口座へ振込みます。
4. 修学資金等の継続貸付資金は、原則6ヶ月毎の振込。2回目以降は原則4月と10月に6ヶ月分を振込みます。
(所定の手続きが必要となります)

▼貸付の停止

ひとり親でなくなったとき、岐阜市から転出したとき、修学、修業、技能習得、生活資金の借受人やその児童(子)が死亡、又は修学をやめたとき貸付は停止されます。貸付停止事由に該当となった場合には、岐阜市役所子ども支援課支援係(058-214-2396)までお申し出ください。

返済方法は…

貸付期間終了後、一定の据置期間の後、返済が開始されます。

1. 返済方法:月賦・半年賦・年賦のいずれかで、原則口座振替となります。
支払期日は月末日。休日(年末年始含む)の場合は、翌営業日となります。
2. 返済期間:資金によって定めがあります。(最長で10年間)
3. 未納の場合は、翌月中旬頃督促状と共に納付書を送付します。再振替はしません。
4. いつでも一部又は全部を繰り上げて返済することができます。(所定の手続きが必要です。)



納期は
必ずお守り
ください!

▼違約金

支払期日までに返済されない場合は、支払期日の翌日から支払日当日までの日数により計算した違約金(延滞元金につき3%)が徴収されます。平成27年3月31日までの違約金計算においては年利10.75%、令和元年3月31日までは年利5%となります。

▼返済の猶予

下記1, 2のいずれかにあてはまる方は、その期間返済を猶予することができます。

1. 貸付を受けたお子さんが引き続き高等学校、大学、大学院または専修学校等に修学する場合は、当該学校に在学する期間。
2. 災害、傷病その他やむを得ない理由により資金を返済することが困難になった場合は、当該理由が継続する期間。ただし、連帯借受人が返済できる場合には猶予することはできません。

※返済猶予を受けられる期間は、原則1年以内。通算で10年以内です。猶予を受けている期間は返済期間に含まれません。返済猶予を受けるには、事由を証する書類とともに猶予申請書を提出する必要があります。

※上記に当てはまらない場合で、支払いがとくに困難な方は状況に応じて返済計画の見直し等も行っておりますので、担当までご相談ください。

※猶予を受けることなく滞納状態が続く場合は、回収業務を民間へ委託します。

相談・貸付から返済までの流れ

相談

支払い・契約前に、**事前**にご相談ください。
必要な資金の内容、生活収支状況等について確認させていただきます。



申請

ご相談により、必要資金等が決まったら申請書をお渡します(原則郵送)。
必要事項をご記入のうえ、添付書類と一緒に子ども支援課の窓口へ提出してください(郵送不可)。
申請者・連帯申請者・連帯保証人の方全員と子ども支援課の窓口で面談を行います。



審査

岐阜市母子父子寡婦福祉資金貸付審査委員会での審査を経て、貸付の承認・不承認を決定します。
審査の結果、計画的な返済が見込めない場合や、事業計画が適切でない場合等により、貸付が認められないときがあります。



貸付決定

貸付の承認・不承認について通知します。
貸付が認められた場合は、借受人・連帯保証人の双方に貸付決定通知書、借受人へ借用書等を送付します。借用書の必要事項をご記入の上、添付書類と一緒に提出してください。



資金交付

借用書の受理後、概ね**2~3週間後**に指定口座へ振り込みます。



※相談から資金交付までに3か月かかることもありますので、お早めにご相談ください。



返済

一定の据置期間の後、返済が開始されます。
貸付決定時に指定された返済方法どおり資金を返済していただきます。



返済完了

返済完了後、借受人・連帯借受人・連帯保証人へ返済完了について通知します。

その他…

▼他の奨学金制度との関係

原則、日本学生支援機構の支援(給付奨学金、減免を含む)やこれに類する奨学金を受ける場合は、併用することはできません。

※支援の額によっては一部申請ができる場合もあります。また、貸付の途中で、高等教育の修学支援新制度(入学金および授業料の減免、給付奨学金)による給付・減免を受けた場合には、その給付を受けた日から6ヶ月以内に返還していただくこととなります。

▼次のような場合には、届出が必要です。

- ・ひとり親家庭でなくなったとき。
- ・借受人、連帯借受人、連帯保証人が死亡したとき。
- ・住所、氏名、連絡先等を変更するとき。
- ・修学等をやめたとき。
- ・その他、異動が生じたとき

詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

岐阜市 子ども未来部 子ども支援課 支援係

〒500-8701

岐阜市司町40番地1(市庁舎2階)

電話:058-214-2396